

**三条市障がいのある人もない人も
共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例
(案)**

目 次

名称3
<u>第1章 総則（第1条・第2条）</u>	
第1条「目的」4
第2条「定義」4
<u>第2章 基本理念及び責務等（第3条－第5条）</u>	
第3条「基本理念」6
第4条「市の責務」7
第5条「市民及び事業者の役割」7
<u>第3章 差別の解消（第6条－第13条）</u>	
第1節 差別の禁止	
第6条「差別の禁止」8
第7条「合理的配慮の提供」10
第2節 差別の事後対応策	
第8条「相談」11
第9条「助言又はあっせんの申立て」12
第10条「事実の調査」13
第11条「助言又はあっせん」13
第12条「勧告及び事実の公表」14
第13条「調整委員会の設置等」14
<u>第4章 共生社会の実現に向けた基本施策（第14条－第20条）</u>	
第14条「情報・コミュニケーション支援」15
第15条「周知啓発の実施」15
第16条「社会参加の促進」16
第17条「交流機会の創出」16
第18条「心理的支援」16
第19条「認証」17
第20条「条例推進会議の設置」17
<u>第5章 雑則</u>	
第21条「委任」17

名称案 「三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例」

【趣旨・解説】

- 名称は、条例の目的を分かりやすく表現するものであり、他自治体で使用している名称を参考に、規定内容を踏まえて整理したものです。

【検討経過】

- 他自治体で使用している名称等

	名 称	条例の 主目的	採用している主な自治体 ※類似表現を含む
案 1	障がい者差別解消推進条例	差別解消	日野市(東京)、宝塚市(兵庫)
案 2	障がいを理由とする差別の 解消の推進に関する条例	差別解消	浦安市(千葉)、四日市市(三重)、東根市・鶴岡市 (山形)
案 3	共生のまちづくり条例	共生社会 の実現	白山市(石川)、小金井市(東京)、直方市(福岡)
案 4	障がいのある人もない人も 共に生きるまちづくり条例	共生社会 の実現	新潟市、浜田市(島根)、茨木市(大阪府)、所沢市 (埼玉)、関市(岐阜)、さぬき市(香川)、長井市・米沢 市・酒田市・新庄市・上市市・南陽市・尾花沢市・村 上市(山形県)
案 5	障がいのある人もない人も 安心して暮らせるまちづくり条例	安心して 暮らせるま ちづくり	別府市・杵築市(大分)、名張市(三重)、石巻市・塩 釜市(宮城)、立川(東京)、飛騨市(岐阜)、四国中央 市(愛媛)
案 6	誰もが自分らしく共に暮らすた めの障がい者基本条例	人権の尊重	新座市(埼玉)、長岡京市(京都)、青海市(東京) *誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいし ゃあたりまえに暮らすまち宣言」の条例(国立市(東京))
案 7	住みたくなるまちづくりを当事者 としての役割により自分事に具 体化する条例	当事者意 識の醸成	三条市地域自立支援協議会(計画推進部会)の案

- ① 「案 1」及び「案 2」は、「差別の解消」という言葉に、される側とする側といった構図を強く意識させ、また、行政の上から目線といった印象を受ける。
 - ② 「案 3」は、抽象的過ぎて、目的が分かりにくい。
 - ③ 「案 4」は、「共に生きる」といった表現は、人生哲学的な要素を含んでおり、他方、条例で規定する内容は日常の暮らしに着目していることから、名称と規定内容とのギャップがある。
 - ④ 「案 5」は、既に「三条市安全・安心なまちづくり条例」を施行しており、類似している。
 - ⑤ 「案 6」は、「障がい者基本条例」といった表記は、障がいのない人には関係のないものという印象を受ける。
 - ⑥ 「案 7」は、全ての主体が当事者意識を持って取り組んでいくものであることを全面に押し出したいという、障がい者と支援者の思いが込められているが、この思いについては、名称よりも規定内容に盛り込むことが適当である。
- ①～⑥を踏まえ、「案 4」をベースに、「共生社会の実現」という条例の目的を踏まえ、「障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例」と整理したものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における差別の解消の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務や役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第14条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備並びに法第15条に規定する啓発活動の実施に関し必要な事項を定めることにより、障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨・解説】

- 「目的」は、どのような社会の実現に向け（＝目指すべき社会）、どのような方向性で施策を推進するのかを規定するものです。
- 「障がい」とは、第2条第1号のとおりです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがあることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいのある人 社会的障壁により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して正当な理由なく、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、障がいのある人を排除すること、その権利の行使を制限すること、その権利を行使する際に条件を付けること、その他の障がいのある人に対する不利な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮 障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁の除去について、必要かつ適切な措置（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。）を行うことをいう。
- (6) 差別 不当な差別的取扱いをすることにより障がいのある人の権利利益を侵害すること又は合理的配慮の提供をしないことをいう。
- (7) 事業者 市内において営利目的であるか又は非営利目的であるかを問わず事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (8) 障がいの社会モデル 障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいのみ起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

【趣旨・解説】

- この条例における用語の定義を定めるものです。

○ (1) 障がい

障害者基本法や障害者差別解消法では、「発達障がい」は精神障がいに含むとされていますが、障がいに対する理解の促進の観点から並列表記としました。

「難病」については、日常生活において一定の制限や制約が生じている現状を踏まえ、特性への理解の促進の観点から「難病に起因する障がい」として並列表記としました。

「心身の機能の障がい」は、慢性疾患による心身の機能の障がいのほか、手帳所持の有無を問わず幅広く捉えていくためのものです。

○ (2) 社会的障壁

障害者基本法や障害者差別解消法と同様に定義するものです。

○ (3) 障がいのある人

法律等において、障がいのある人は、“断続的に”日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義される例が多いところですが、制度運用のための定義ではないことから、断続的にこだわる必要はないと考え「断続的」や「継続的」といった表現を削りました。

○ (4) 不当な差別的取扱い

差別解消法第6条に基づき策定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」と同旨の説明を規定しています。

○ (5) 合理的配慮

障害者差別解消法では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」としていますが、明確な意思表示の有無にかかわらず、客観的に認識できる場合を含め、日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な変更及び調整を行うことを指します。(例えば、車椅子を利用している方が、高いところにある商品を取ることができずにいる場合、その姿を見れば周囲の人は困っていることが認識できるように、明確な意思表示の有無で判断すべきではないと考えるものです。)

○ (6) 差別

「差別」については、障害者基本法や障害者差別解消法において定義規定は設けられていませんが、何が差別に当たるのかを明確にするため、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供（合理的配慮をしないこと）」が差別に当たると解されており、それを規定するものです。

○ (7) 事業者

市内で一定の目的をもって同種の行為を反復継続して行うものを指し、営利・非営利の別は問いません。非営利の活動を行っているNPO法人や自治会、PTAのほか、サークルなども含まれます。

第2章 基本理念及び責務等

(基本理念)

第3条 この条例による差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されること。
- (2) 障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 市、市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさ及び^{おも}想いを理解し、合理的配慮をするよう、それぞれの責務や役割を果たすこと。
- (4) 障がいのある人は、障がいがあることに加え、性別、年齢その他の要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思決定を行うことが困難な場合には必要な支援が受けられること。
- (6) 差別の解消は、障がい及び障がいのある人に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての市民及び事業者が相互理解を進め、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。
- (7) 災害時において障がいのある人の安全を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害時における適切な支援活動が行われること。

【趣旨・解説】

- 障がいを理由とする差別をなくすための前提となる考え方について規定するものです。
- 障害者基本法を参考に、全ての障がいのある人が、差別を受けることなく、地域社会において自立した生活を送ることを基本とすることを規定しています。
- (3) の「思い」の表記については、「思い」は物事に対する考えを、「^{おも}思い」は何か対象を目にした際に心に宿る感情を表現し、当事者の主観を大切にされたものであり、暮らしに視点を置いた本条例で使用する表現としては「^{おも}思い」が適当であると考えたものです。
- (4) の「その他」複合的な要因には、「国籍」、「人種」、「貧困」、「虐待」なども含まれます。
- (7) については、三条市地域自立支援協議会計画推進部会の意見を踏まえ、被災経験自治体としての教訓を加えたものです。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、差別の解消を推進するとともに、共生社会を実現するための施策を推進しなければならない。

2 市は、前項の施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

- 「市」とは、地方自治法第1条の3第2項の普通地方公共団体としての市を指します。
- 共生社会を実現するための施策については、第4章「共生社会の実現に向けた基本施策」に規定します。
- 市は、共生社会を実現するための施策の推進に必要な財政上の措置を講ずることで、第4章の基本施策の実施を補完するものです。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する理解を深めるとともに、差別を解消する取組を市と一体となって行うよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさ及び想いを理解し、障がいのある人との交流を深めるよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

- 障がいを理由とする差別の解消は、障がいのある人が生活するあらゆる場面で必要な視点であり、市民や事業者からの理解や協力が必要不可欠であり、そのための役割を規定するものです。
- 「市民及び事業者の役割」は、条例の規定により強制的に取り組むべきものではなく、市民の自発性により行われるべきという考えから、努力義務として定めています。
- 「市民」には、障がいのある人と障がいのない人の両方が含まれます。
- 「想い」の表記については、第3条第3号の記載と同様の理由です。

第3章 差別の解消

第1節 差別の禁止

(差別の禁止)

第6条 何人も、差別してはならない。

2 市又は事業者は、障がいのある人に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 福祉サービスを提供する場合に行う次に掲げる行為
 - ア 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障がいのある人の意思に反して、入所施設における生活を強制すること。
 - イ 正当な理由なく、福祉サービスの提供を拒否し又は制限すること。
- (2) 医療を提供する場合
 - ア 法令に特別の定めがある場合を除き、障がいのある人の意思に反して長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
 - イ 正当な理由なく、医療の提供を拒否し、又は制限すること。
- (3) 商品の販売又はサービスの提供をする場合
正当な理由なく、商品の販売又はサービスの提供を拒否し、又は制限すること。
- (4) 労働者を雇用する場合
 - ア 労働者の募集又は採用に当たり、正当な理由なく、応募又は採用を拒否し、又は制限すること。
 - イ 正当な理由なく、賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利な取扱いをすること。
 - ウ 正当な理由なく、解雇し、又は退職を強制すること。
- (5) 教育を行う場合
 - ア 障がいのある人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を提供しないこと。
 - イ 障がいのある人又はその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、入学する学校（同法第1条に規定する学校をいう。）を決定すること。
- (6) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を障がいのある人が利用する場合
正当な理由なく、障がい等を理由として、その利用を拒否し、又は制限すること。
- (7) 不動産の取引を行う場合
障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、障がい等を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、又は制限すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、正当な理由なく、障がいのある人を区別し、排除し、若しくは制限すること。

【趣旨・解説】

- 第2回条例制定検討委員会において、「教育、医療、職場など分野を列挙して規定するのではなく、全てにおいて意識すべき視点を規定とあるが、それでは地域特性には応じられない」との指摘を踏まえ、社会生活を営む上で関わることの多い7分野について、差別にあたる例示を記載しました。
- 「正当な理由なく」の規定がない事項については、法令等によりその実施が求められており、理由の有無にかかわらず行わなければならないものです。

○ 「正当な理由」とは、次のような理由です。

(1) 福祉サービスの提供

「病状の悪化等により体調を崩した場合に医療等の適切な措置をとるためにサービスを中断する場合」、「事業所の利用定員により利用の申込みに応じられない場合」などが考えられます。

(2) 医療の提供

「治療方針や治療内容に対する合意が得られない場合」、「歯の治療中にパニックを起こしてしまい、治療を継続することにより口腔内を傷つけてしまう恐れがあるため、身体の保護を目的に医療の提供を一時的に中断する場合」などが考えられます。

(3) 商品の販売又はサービスの提供

「映画館、劇場、コンサートホール等において、障がい特性により、サービス提供に不可欠な静寂さを壊し、他の観客に対して本来のサービス提供が困難になる場合」などが考えられます。ただし、サービス提供を拒否する場合は、他の利用者の受忍限度を超えるものであり、明らかにサービスの提供に支障を招く状況であることを具体的に説明する必要があります。

(4) 労働者を雇用する場合

事業者にはどのような者をどのような条件で雇用するかといった「採用の自由」があります。この条例において、事業主に障がいのある人の採用を義務付けるものではありませんが、「採用の自由」に関して、障がいのある人に対する一定の配慮を求めています。その中で、正当な理由とは、「補助機器の活用や勤務形態の緩和等を行ったにもかかわらず、業務の本質に当たる部分が行えない場合」、「配置転換等による雇用の継続に努めたにもかかわらず、業務を適切に遂行することができないと認められる場合」などが考えられます。

(5) 教育を行う場合

ここでの教育は、学校教育を指しています。

(6) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設を障がいのある人が利用する場合

「車いすによる通行が施設等を損傷させてしまう可能性がある場合」、「道路の幅を広げる等の施設改修により代替不可能な文化的な価値を損ねてしまう場合又は施設そのものの機能が損なわれてしまう場合」、「施設の老朽化のため、障がいのある人の安全性を確保できない場合」などが考えられます。

(6) 公共交通機関を障がいのある人が利用する場合

「SL車両等の観光車両を導入しようとした場合、車両内通路の幅を広げる等の改修を行うと代替不可能な文化的な価値を損ねてしまう場合」などが考えられます。

(7) 不動産の取引を行う場合

不動産の売買、賃貸借等において、その所有者が自由に相手方を選び契約締結することは、「契約自由の原則」として認められています。しかし、障がいのある人が住居を確保することは、地域で暮らすために必須であるため、この「契約自由の原則」においても、障がいのある人に対する一定の配慮が求められます。その中で、正当な理由とは、「建物の物理的な構造上、車いすでは中に入れない場合」などが考えられます。

- 市外からの旅行者等が、市内で差別を受けた場合は、この条例の対象になりますが、市民が市外で差別を受けた場合は、この条例の対象にはなりません。

(合理的配慮の提供)

第7条 市、市民及び事業者は、障がいのある人の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮を行わなければならない。

【趣旨・解説】

- 市、市民及び事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けるものです。
- 障害者差別解消法の令和3年6月の法改正により、これまで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が義務化（公布後3年以内に施行）されますが、事業者だけでなく市民に対しても同様に義務付けるものです。
- 条例第2条第6号のとおり、障がいのある人の意思表示がなくても合理的配慮の提供に努める必要があります。
- 合理的配慮については、障がいの状態、障がいのある人の性別や年齢、場面等によって配慮すべき内容が異なり、また、社会情勢等の変化により変化もしていくことから、具体的に規定するのではなく、合理的配慮を行わなければならないことを規定し、周知啓発の中で対応していくことが適当だと考えています。

第2節 差別の事後対応策

(相談)

第8条 何人も、市又は市が委託する相談機関に対し、次に掲げる事項について相談することができる。

- (1) 差別に関する事。
- (2) 障がいのある人に対する不当な差別的取扱いに関する事。
- (3) 障がいのある人に対する合理的配慮に関する事。
- (4) 障がいのある人に対する障がいを理由とする言動であつて、当該障がいのある人に不快の念を起こさせるものに関する事。

2 市又は市が委託する相談機関は、前項の規定による相談を受けた場合は、事実の確認を速やかに行うとともに、必要に応じて次に掲げる対応を採るものとする。

- (1) 前項の相談をした者（以下「相談者」という。）、障がいのある人又は支援者（その保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者をいう。以下同じ。）に対し、必要な説明及び情報の提供を行うこと。
- (2) 相談者、障がいのある人又は支援者に対し、当該相談に係る行政機関又は利用できる制度を紹介すること。
- (3) 相談に係る行政機関へ相談に係る事実を通知すること。
- (4) 相談に係る当事者の主張の聴取、利害の調整その他解決に向けた調整を行うこと。
- (5) 相談者、障がいのある人又は支援者に対して次条に規定する助言又はあっせんの申立ての支援をすること。

【趣旨・解説】

- 実際に差別が起きた場合、差別を受けた方と差別を行ったとされる方との双方が互いを理解し合つて解決することは困難なことから、公平中立な立場の相談機関及び調整委員会を設置し、各関係機関と連携しながら、当事者双方の間に入って事後解決を図ることを基本に、調整できなかった場合、希望に応じて助言・あっせんの申立ての支援を行うことを規定するものです。
- 第1項第1号は、市・事業者における差別に関する事項、第2号・第3号は、一般私人の関係を含む不利益な取扱い・合理的配慮に関する事項、第4号は、一般私人の関係を含む「障がいのある人に対する障がいを理由とする言動であつて、当該障がいのある人に不快の念を起こさせるものに関する事（ハラスメント）」を想定しています。
- 第2項の「市が委託する相談機関」は市内にある「相談支援事業所」を指します。
- 第2項第1号の「相談をした者」とは、「市・事業者における差別」と「一般私人の関係における差別」に係る全ての相談者を指します。なお、相談者が匿名の場合、事実確認が困難であるため、第9条から第13条に規定する対応の対象外になります。
- 第2項第2号の「関係する行政機関」としては、法務局の人権擁護部署、労働局・労働基準監督署、新潟県中央福祉相談センター、新潟県配偶者暴力相談支援センターなどが考えられ、「利用できる制度」としては「法テラス（法律相談や訴訟手続きに関する事項）」や「成年後見制度」などを想定しています。また、第3号は、相談者に行政機関等を紹介した場合、その旨を行政機関等に対し連絡することを規定しています。
- 第2項第4号の「相談に係る調整」とは、差別相談に関する当事者双方の言い分をそれぞれ聴取して、利害を調整し、問題解決の道筋を明らかにすることをいいます。相談機関においては、障がい

種別・相談内容を問わず、全ての相談に応じますが、一般私人の関係のうち、家族関係の差別の場合は、その多くが虐待に該当すると考えられることから、障がいのある人虐待防止センター（福祉課）で対応します。なお、障がいのある人虐待防止センターは、その機能に差別解消に係る調整を加え、「障がいのある人差別解消・虐待防止センター」とする予定です。

(助言又はあっせんの申立て)

- 第9条 相談者、障がいのある人又は支援者は、前条第2項第4号の規定による対応後も、なお解決されない場合は、市長に対し、その解決のために必要な助言又はあっせんの申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。
- 2 支援者が申立てをしようとする場合において、当事者である障がいのある人の意思に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることができない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申立てをすることができない。
- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てができるとき又は当該不服申立てができる期間が経過したとき。
- (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（3年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。
- (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

【趣旨・解説】

- 相談機関が関係者間の調整を行ったにもかかわらず、解決が図られなかった場合、障がいのある人又は事業者は、助言・あっせんの申立てをすることができること規定するものです。
- 「前条第2項第1号に規定する相談に係る関係者」とは、市・事業者における差別相談に係る関係者をいいます。
- 「同条第2項第4号の規定による対応が採られた後も、なお解決されない場合」とは、相談機関が関係者間の調整を行ったにもかかわらず、解決が図られない場合をいいます。
- 「助言」とは、関係者の一方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。
- 「あっせん」とは、関係者の双方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。
- 一般私人の関係（隣人関係や家族関係）における差別やハラスメントは助言・あっせんの申立ての対象にはなりません。隣人関係の場合は、どちらの言い分が正しいのかの特定が困難であり、こうした一般私人間の権利義務関係については民法により解決を図るべきものであると考えています。また、家族関係の場合は、虐待に該当すると考えられることから、差別ではなく虐待での対応になります。

(事実の調査)

第 10 条 市長は、申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について調査を行い、又は第 8 条第 1 項の相談機関に必要な調査を行わせることができる。
2 前項の調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、同項の調査に協力しなければならない。

【趣旨・解説】

- 助言・あっせんの申立てがあった場合に行われる事実調査について規定するものです。
- 「正当な理由」とは、災害や急病、長期入院など生命や身体に危険が及んでいるやむをえない事情がある場合を指します。

(助言又はあっせん)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の調査の結果、必要があると認める場合は、三条市障がい
を理由とする差別解消のための調整委員会（以下「調整委員会」という。）に対し、差別をしたと認められる者に対する助言又はあっせんの要否及び内容について諮問するものとする。
2 調整委員会は、前項の審議のために必要があると認める場合は、その審議に係る障がいのある人、事業者その他の審議に必要な者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
3 市長は、調整委員会の意見を尊重し、差別をしたと認められる者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

【趣旨・解説】

- 本条は、助言・あっせんの手続について規定するものです。
- 助言・あっせんの申立てがあり、市長は調査の結果、必要と認める場合は、調整委員会に審議を求めますが、審議を求めない場合は、その理由を調整委員会に報告することとします。
- 調整委員会の構成員に関係する事業者などが、助言・あっせんの申立ての対象となった場合には、それに関係する委員を除く委員で審議するなど、中立性を保ちたいと考えています。

(勧告及び事実の公表)

- 第 12 条 市長は、前条第 3 項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言又はあっせんに従わず、必要と認めるときは、これらに従うよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合において、必要と認めるときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じない場合は、意見の聴取を行わずに前項の規定による公表をすることができる。

【趣旨・解説】

- 市長による勧告及び事実の公表について規定するものです。
- 「勧告することが相当と判断するとき」とは、非常に悪質な差別を行った場合をいいます。
- 公表する内容は、勧告を受けた事業者等の氏名や住所、勧告の内容を想定しています。また、これは最終的な対応であり、社会的制裁の機能を有することから、公表に際し、あらかじめ勧告を受けた者に対して意見陳述の機会を付与することとしています。

(調整委員会の設置等)

- 第 13 条 市は、差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、調整委員会を設置する。
- 2 調整委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること。
- (2) 第 10 条第 1 項に規定する調査の結果に基づき、市長に対して助言又はあっせんの進言を行うこと。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨・解説】

- 紛争解決機関である調整委員会について規定するものです。
- 調整委員会では、助言・あっせんの申立て事案が差別に当たるかどうかを判断します。
- 「市長の諮問」とは、第 11 条第 1 項の審議の求めをいいます。
- 「調査審議」とは、第 11 条第 2 項の審議に必要な者に対する事実確認・審議をいいます。
- 「助言又はあっせんの必要性」には、助言・あっせんの内容が含まれています。
- 第 3 項の「規則で定める」事項は、委員数、委員構成、会長の選出などに関することを想定しています。

第4章 共生社会の実現に向けた基本施策

【趣旨・解説】

共生社会の実現に向け、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づく取組、また、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく取組のほか、既存の障がい福祉制度等によるサービスを補完するために必要な視点を規定するものです。

(情報・コミュニケーション支援)

第14条 市は、障がいのある人が自ら選択する意思疎通の手段を利用できるよう、意思疎通の手段の普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、意思疎通に係る相談及び支援を行うものとする。

2 市及び事業者は、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し日常生活又は社会生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供する場合並びに意思疎通を図ることが困難な障がいのある人から情報を受ける場合は、その障がいの特性を理解し、合理的配慮を行うものとする。

3 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得することができるようにするため、多様な意思疎通手段による情報の提供に努めるものとする。

4 市は、災害時その他の緊急時に、障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた情報提供を行うものとする。

【趣旨・解説】

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、情報提供・意思疎通における市の施策について規定するものです。
- 「意思疎通の手段」とは、点字や手話、要約筆記などをいいます。
- 「意思疎通に係る相談及び支援」とは、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の派遣による支援などをいいます。
- 「障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行う」とは、知的障がいのある人に対して絵などを使った分かりやすい説明を行うことなどをいいます。

(周知啓発の実施)

第15条 市は、市民及び事業者の障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、障がいのある人又は支援者が組織する団体と協働して、啓発活動その他必要な取組を推進するものとする。

2 市は、共に学び育ち合う教育の重要性を考慮し、幼児、児童、生徒又は学生が障がい及び障がいのある人に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施するものとする。

【趣旨・解説】

- 障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための周知啓発について定めています。

- 障がい特性への理解の促進と併せ、身体障害者補助犬法、バリアフリー新法などの趣旨、代筆やタッチパネル操作支援などを盛り込んだパンフレットの作成のほか、障がい自認のない方にも響くような取組などを想定しています。
- 第2項は、委員の意見を踏まえ、障がいの有無で分け隔てられることなく、一緒に勉強したり、遊んだりできるような環境整備の必要性を定めるものです。

(社会参加の促進)

第16条 市は、障がいのある人が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の活動に参加する機会を確保するとともに、障がいのある人が望む活動への参加を支援するものとする。

【趣旨・解説】

- 障がいの有無にかかわらず、望む活動への参加を可能にしていくため、活動機会の確保と併せ、参加するために必要な支援をしていくことを規定するものです。

(交流機会の創出)

第17条 市は、障がいのある人とない人との相互理解を促進するための交流機会の創出又は拡大が図られるよう、必要な取組を支援するものとする。

【趣旨・解説】

- 障がいに対する相互理解を進めるため、障がいを身近な存在として受け止められるよう様々な交流機会の創出の必要性を規定するとともに、その実現に向けて市が支援していくことを規定するものです。

(心理的支援)

第18条 市は、障がいのある人、障がいのある人の家族及びこれらの者に関わる周囲の者の抱える問題や悩みなどに対し、専門的な知識や技術を用いて助言を行い、心の負担軽減を図るものとする。

【趣旨・解説】

- 障がい福祉サービスでは自立支援に係る経済的支援が中心となっていることから、障がいのある人の生きづらさや周囲の悩みに対するカウンセリングを通じて心の負担軽減を図り、行動意欲を促進していくものです。
- カウンセリングは、カウンセラーに話すことにより、気持ちが楽になる効果と併せ、自分を客観視できることから、自分の抱えていた気持ちや考え方、行動パターンや環境要因などに気が付くことができます。さらに、カウンセラーからのアドバイスにより、体験をどのようにとらえ、今後自分がどう働いていったらよい

のか、どう生きていったらよいのか、ストレスにどのように対処していったらよいのか、自分をどうマネジメントしていくかということを知得することができ、前に進んでいく上では不可欠な要素であると考えています。

(認証)

第19条 市は、共生社会の実現に向けた取組を積極的に実施する事業者を共生社会推進企業として認証するものとする。

【趣旨・解説】

- 障がいのある人に配慮した取組や理解を深める取組を行っている事業者を市民に周知し、模範となる事業者を応援するとともに、事例の紹介を通じて取組を推進していくものです。

(協議会の設置)

第20条 市は、障がいを理由とする差別の解消を推進し共生社会の実現に向けた基本施策を効果的かつ円滑に行うことを目的に、法第17条第1項の規定に基づき、三条市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項
- (2) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項
- (3) 差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うために必要な事項

3 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づく三条市地域自立支援協議会が兼ねるものとする。

【趣旨・解説】

- 本条は、障がい者差別解消支援地域協議会の設置について規定するものです。
- 地域自立支援協議会は、三条市に居住する障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場であり、こうした当該協議会の機能を踏まえ、障がい者差別解消支援地域協議会を兼ねることが適当だと考えたものです。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。